

平成26年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年12月1日
午前9時30分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	生涯学習課長	真弓啓
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について
- 日 程 7. 議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例について
- 日 程 8. 議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日 程 10. 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 11. 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 12. 議案第39号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日 程 13. 議案第40号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 14. 議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 15. 議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 16. 議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例について
- 日 程 17. 議案第44号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
- 日 程 18. 議案第45号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正

- する条例について
- 日 程 1 9 . 議案第 4 6 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例
について
- 日 程 2 0 . 議案第 4 7 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日 程 2 1 . 議案第 4 8 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日 程 2 2 . 議案第 4 9 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改
正する条例について
- 日 程 2 3 . 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6
号）について
- 日 程 2 4 . 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）について
- 日 程 2 5 . 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補
正予算（第 1 号）について
- 日 程 2 6 . 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）について
- 日 程 2 7 . 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第
1 号）について
- 日 程 2 8 . 議案第 5 5 号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結
について
- 日 程 2 9 . 報告第 1 0 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
- 日 程 3 0 . 報告第 1 1 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（平成 2 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4
号）について）
- 日 程 3 1 . 報告第 1 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（平成 2 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5
号）について）

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成26年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

明日、2日に衆議院議員の総選挙が公示されることになり、慌しい師走の始まりとなりました。

本日、平成26年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼申しあげます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして、各事業を円滑に推進させることができ、心から感謝を申しあげる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてなど、26議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決・ご承認いただきますようお願い申しあげます。

提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、5番、伴議員、6番、紀議員を指名いたします。両議員には会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から12月17日までの17日間と定めることについて、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間と決定いたしました。

続きまして、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成26年第3回斑鳩町議会定例会において建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

1番、宮崎建設水道常任委員長。

○建設水道常任委員長(宮崎和彦君) それでは、建設水道常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る11月19日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、議案及び継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査について、1番目、都市基盤整備事業・公共下水道事業について、現在行われている工事の進捗状況と公共下水道接続申請状況・融資幹旋利用総数・浄化槽雨水貯留施設について説明報告されました。委員より、請負金額と入札のランクの関係について、技術者の配置について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番、都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイの事業促進と進捗について、用地取得の関係について説明報告されました。委員より、法隆寺線の供用開始時期について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、駅の北側の5号線の道路の工事について説明報告されました。委員より、質疑等はございませんでした。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続きまして、各課報告事項について、1番、斑鳩町営高塚団地について、明け渡しに関する現在の状況について説明報告されました。委員より、現在どのように生活されているのか現状について、所有している車について、改善通知書について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、龍田大橋前後の歩道設置と猫坂交差点付近の整備、法隆寺地区の用地交渉状況について説明報告されました。委員より、質疑、意見等はありませんでした。

3番、県道天理斑鳩線中宮寺交差点改良工事の進捗について、信号柱の移設について説明報告されました。委員より、歩道について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

4つ目、2015年農林センサス調査について、説明報告されました。委員より、質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員より、斑鳩町の溜池耐震調査について、県事業の峨瀬地区自転車道について、町道152号線の里道について、服部、五百井、興留イツボ川交差点の点滅信号の安全性について、大和川の遊水地計画について、道路施設の点検パトロールについて、町道幸前2丁目から高安1丁目の富雄川にかかる米寿橋右岸の堤防について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4．厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

13番、里川厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る11月20日木曜日に全委員出席のもと委員会を開催いたしました概要についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、1番目として、継続審査案件その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたしました。主な内容としては2点ございました。

1点目は、高齢者等ごみ戸別収集を行う安心サポートごみ収集事業について、2点目については、年末年始のごみ処理業務について、提出された資料に基づいて報告がされました。

1点目の事業につきましては、来年4月からの新規事業であることから、各委員からたくさんの質疑や確認が行われましたが、内容についての報告は省略させていただきます。

2点目につきましては、例年どおりということもあり、特段の質疑はありませんでした。

た。

以上、報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、2番目として、各課報告事項についてを議題として、順次報告を受けることといたしました。

その1として、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱について、27年度からの実施することが報告をされております。既に議会で考え方が示されていたものを要綱としてまとめたもので、提出された要綱文書に基づいて報告がされました。委員からは、1つとして、他町村の動向について、2つとして、補助率、補助金の見込みについて、3つとして、民間保育所の社会福祉法人の定義について、4つとして、障害児の受け入れの考え方について、5つとして、工事が進む旧北庁舎の改造状況の現地調査についてなど、質疑、意見があり、一定の答弁がされています。委員会として、この要綱改正については委員皆さんにご理解をいただいたということで終わりました。

2つ目としては、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画についてです。提出された事業計画（案）に基づいて報告がされました。委員からは、消費税増税の先送りとその計画の影響についてなど質疑がされましたが、これについても一定の答弁がされております。

3つ目として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請期限延長についての報告がありました。提出された資料に基づき、それぞれの申請状況が示され、まだ申請がされていない人数、また世帯があることから、国の示す最長6か月の2月2日まで期限を延長し、さらに住民に周知する考え方が報告されました。委員からは、特段の質疑はありませんでした。

また、その他の報告としては、1つとして、町立保育所の保育標準時間などの保育時間など保育の実施に関する条例施行規則の改正案を報告をさせていただくという予定であったが、子ども・子育て新制度の開始時期を含めた動向が非常に不透明な状況であることから、保育時間や保育料に関する改定については、現時点では保留ということで理解していただき、今後の国の動向等を確認する中で対応していくという報告がありました。担当としては大変な状況だと思うが、方向が定まれば、議会に示すことはもちろん、保育所運営委員会にもお示しし、意見を聞くよう要望して終わりました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

続いて、3番目のその他について議題としたところ、特に国民健康保険税の改定に伴っての質疑がたくさん出されました。1つとして、国民健康保険税の改定に伴う国保運営協議会の付帯意見の内容について、2つとして、収納率向上のための国の補助金につ

いて、3つとして、健康増進の対策について、4つとして、国保税の8期納付を払いやすく納期をふやすことについて、5つとして、国保の県単一化の現況について、6つ目としては、資源ごみの収集時間が変動していることについて、7つ目としては、不燃ごみの抜き取りにくるものに対するの対策についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要です。それぞれの詳細につきましては会議録に整理しておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、小林総務常任委員長。

○総務常任委員長（小林誠君） それでは、11月21日に総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告をいたします。

まず初めに、1．継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて議題とし、理事者に報告を求めたところ、1つとして、斑鳩町文化財活用センターにおける秋季企画展や記念講演会の開催状況、また、藤ノ木古墳の石室特別公開の開催報告について、2つとして、斑鳩考古学講座の開催報告について、3つとして、11月17日に開催されました斑鳩町文化財活用センター運営委員会について、4つとして、史跡中宮寺跡の整備について、5つとして、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を結んでいる小田原市との交流事業、小田原の歴史・文化連続講座についての報告を受けました。以上の報告に対し、委員からの質疑として、1つとして、効果的な情報発信の方法について、2つとして、今年から企画展の開催を年4回から2回に減らしたことについての効果について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、2．各課報告事項について、理事者より報告を求めたところ、（1）下司田水利組合の解散について、平成26年10月31日付で水利組合の解散及び権利放棄通知書の提出が町にあり、水利組合の解散と、下司田池に関する水利権及びこれら以外の全ての権利を無償で放棄することの通知を受けたことについて、これにより、本年度末をもって大字龍田財産区の財産を町に移管し、大字龍田財産区特別会計を廃止した上で、新年度から一般会計で管理していくことの報告でした。委員からの質疑として、1つ、

解散理由について、2つとして、周辺の耕作状況について、3つとして、農地転用の手続きについて、4つとして、今後の活用方法についてどのように協議をしていくのか、5つとして、財産の移管についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

(2)として、町有地の売払いについて、1月中旬に入札公告を行い、3月中旬の入札・開札の予定であることの報告でした。委員からの質疑として、1つ、再入札の価格について、2つとして、購入後の土地の活用についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

(3)として、法隆寺とその周辺での避難誘導訓練について。(4)として、町公共施設で使用する電気調達の入札を12月12日に予定していることについて。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

次に、その他について、各委員より質疑・意見をお受けしたところ、委員より、1点、監査委員より指摘を受けた条例の一部改正や廃止について、職員の認識や今後のチェック体制についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、閉会中に開催いたしました総務常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては会議録をごらんいただきますようお願いを申しあげ、ご報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程6. 議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について、日程7. 議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例について、日程8. 議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について、日程9. 議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程10. 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程11. 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程12. 議案第39号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程13. 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程14. 議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程15. 議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程16. 議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例につい

て、日程 17. 議案第 44 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、日程 18. 議案第 45 号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例について、日程 19. 議案第 46 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程 20. 議案第 47 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程 21. 議案第 48 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、日程 22. 議案第 49 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程 23. 議案第 50 号 平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について、日程 24. 議案第 51 号 平成 26 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 25. 議案第 52 号 平成 26 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程 26. 議案第 53 号 平成 26 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程 27. 議案第 54 号 平成 26 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程 28. 議案第 55 号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結について、日程 29. 報告第 10 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 30. 報告第 11 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）について）、日程 31. 報告第 12 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）、以上 26 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 26 議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第 33 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について及び議案第 34 号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が改正され、これまで政省令によることとされていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、また、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について、それぞれ市町村の条例により定めるものとされたことに伴い、当該基準等を定めるものであります。

次に、議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。水防法の改正に伴い、同法を引用する条項の整理を行うとともに、会議の定足数及び議決要件等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町生涯学習推進協議会は、斑鳩町生涯学習推進計画策定に向け設置した協議会ではありますが、平成24年度に当該計画を策定し、今後の進捗管理等について社会教育委員会議で審議することとしたこと、また、本協議会と社会教育委員会議の所管事項については重複する箇所があることから、事務の効率化を図るため整理・統合を行うものとし、斑鳩町生涯学習推進協議会を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先の議案第36号と同様に、斑鳩町生涯学習推進協議会を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われたことから、この改正内容に準拠し、所要の改正を行うものであります。改正内容といたしましては、議会の議員の本年度の12月期の期末手当の支給月数を0.15月分引き上げ、年間3.10月とするものであります。また、平成27年度以降の期末手当の支給月数につきまして、6月期を1.475月に、12月期を1.625月に配分を変更するものであります。

次に、議案第39号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町特別職報酬等審議会の会議の議決要件等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先の議案第38号と同様に、特別職の職員で常勤のものにつきましても、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定について、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われたことから、一般職の職員につきましても、この改正内容に準拠し、所要の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、平均で0.3%の引き上げを行う給料表の改定、自動車等の交通用具使用者

に係る通勤手当の改定、そして、本年度の12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げるものであります。また、平成27年度以降の勤勉手当の支給月数につきましても、6月期及び12月期それぞれ0.75月に配分を変更するものなどであります。

次に、議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本町の国民健康保険事業は、平成25年度決算において約4億7,700万円の累積赤字を抱えており、議員皆さまや監査委員さんからもご心配をいただいているところであります。また、今後においても単年度収支は赤字が見込まれることから、税率を改定するため、所要の改正を行うものであります。なお、税率の改定にあたっては、被保険者に急激な負担増を強いることがないよう、平成27年度以降における累積赤字額の緩やかな減少を見込んだ範囲内で行うものであります。

次に、議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例についてであります。斑鳩町学校週5日制実施推進委員会については、所期の目的を達成し、同委員会設置の必要性がないことから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第44号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてであります。すこやか斑鳩・スポーツセンターにおけるソフトバレー用具及びフットサル用具の附属設備器具使用料を新たに定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例についてであります。史跡中宮寺跡整備検討委員会の会議の定足数を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げることとなりますが、出産育児一時金の基本額を引き上げることにより、現行の支給総額を維持するよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本町が指定する介護保険の地域密着型サービスの事業を行う者に関し、暴力団を排除する要件を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本町が指定する介護保険の地域密着型介護予防サービスの事業を行う者に関し、暴力団を排除する要

件を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。児童扶養手当法の改正に伴い、同法を引用する条項について、整理を行うものであります。

次に、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億599万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ89億8,416万6千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、2,221万2千円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、障害者介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初の見積りを上回ることから、自立支援給付費負担金で、1,350万円の増額、障害児施設措置費（給付費等）負担金で、750万円の増額などとなっております。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、1,089万4千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第2項県補助金では、3,634万3千円の増額補正をお願いするものであります。その主な内容は、地域防犯重点モデル地区支援事業補助金で、JR法隆寺駅周辺防犯協議会が行う地域防犯力の向上・強化事業について、その支援にあたって県の補助制度を活用することから、100万円の増額、市町村財政健全化支援事業補助金で、後年度における財政負担の軽減を図るための町債の繰上償還について県の補助制度に採択されたことから、390万円の増額、安心こども基金特別対策事業費補助金で、旧北庁舎において進めている民間保育所整備の支援について、国の待機児童解消加速化計画に採択され、高い補助率で交付されることとなったため、2,745万2千円の増額、被災農業者向け経営体育成事業補助金で、県補助分について上乗せ補助が決定したため、291万1千円の増額、農地台帳システム整備事業費補助金で、農地台帳システムの管理項目に新たな項目が追加され、そのシステム改修費に補助金が交付されることから、108万円の増額などとなっております。

また、第3項県委託金では、奈良県知事・議会議員選挙費委託金659万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金では、17万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入では、平成25年度の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金148万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債では、県補助金で申しあげたとおり、後年度における財政負担の軽減を図るため、町債の借り換えを実施することから、2,830万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして申しあげます。

第2款総務費、第1項総務管理費では、臨時職員賃金等で648万2千円、地域防犯重点モデル地区支援事業補助金で200万円の増額補正をお願いするものであります。また、第4項選挙費では、奈良県知事・議会議員選挙及び斑鳩町議会議員選挙執行に要する費用671万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、障害者介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費、心身障害者医療費助成等の助成金が当初の見積りを上回る事などから、あわせて4,516万7千円の増額補正をお願いするものであります。また、第2項児童福祉費では、児童手当の支給対象児童が当初の見積りを上回る事から、200万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費では、歳入で申しあげたとおり、農地台帳システム改修業務委託料で108万円、被災農業者向け経営体育成事業補助金で214万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、いかるがパークウェイ整備に係る代替地として町有地を提供することについて、土地開発基金から普通財産として取得する費用などで、8,022万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、臨時講師や給食調理員等の配置状況などにより、賃金等について、第2項小学校費で790万円、第3項中学校費で480万2千円の増額補正をお願いするものであります。また、第6項保健体育費では、町民プール管理棟について、倒壊等の危険性が高いと判定されたことを受け、来年のオープンまでに耐震化に向けての補強工事を行ってまいりたいことから、2,700万円の増額補正をお願いするものであります。なお、本事業につきましては、本年度会計において事業完了ができないことから、繰越明許費の予算措置をあわせてお願いしております。

次に、第11款公債費では、町債の繰上償還に要する費用5,746万8千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、1億5,263万5千円の充当をお願いするものであります。なお、本補正予算では、本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費として、社会保障・税番号制度システム整備に関連するシステム改修事業などで、4,341万6千円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第51号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ274万円を減額し、歳入歳出それぞれ38億2,898万2千円とするものであります。その内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正であります。

次に、議案第52号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億8,742万6千円とするものであります。その内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正であります。

次に、議案第53号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ22億2,855万8千円とするものであります。その内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正であります。

次に、議案第54号 平成26年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出におきまして、水道事業費用7億5,443万3千円から12万7千円を減額し、7億5,430万7千円とするものであります。その内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正であります。

次に、議案第55号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結についてであります。工事請負契約について予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。その内容につきましては、衛生処理場における焼却処理廃止に伴う解体撤去工事であります。契約の相手方は、飛島建設株式会社奈良営業所所長重金治彦、契約金額は2億6,784万円であり、工期は議会議決後から平成28年8月5日までの597日間であります。

次に、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額

の決定について)であります。去る平成26年8月9日、台風第11号の影響により、避難準備情報の広報活動を行っている際に、高安1丁目6番31号において、総務部職員が運転する公用車が、住宅の樋に接触し、破損させたことにつきまして、今回、当該樋の損害賠償に係る示談が成立したことにより、その額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成26年10月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)であります。先の報告第10号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億6,567万2千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成26年10月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,250万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億7,817万2千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成26年11月21日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。その内容といたしましては、12月14日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る県委託金の受け入れと執行経費の計上であります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程29. 報告第10号、日程30. 報告第11号、日程31. 報告第12号の3議案を除く町長提案の23議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程6. 議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第33号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程7. 議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第34号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第35号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第36号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10. 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11. 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 特別職の職員の給与に関する法律が改正されたときには、必ずこの改正された法律に準拠して、当町としても改正を行わなければならないのか、しなくてもいいのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これまでも、この国家公務員の関係の法律が改正されて、これに準拠した形、国のほうも、内閣総理大臣でありますとか国会議員の関係、上がっておりますので、町といたしましてもこれに準拠した形で、これまでも引き上げのときには引き上げをさせていただいておりますし、引き下げのときには議員提案という形で引き下げの上程をされたこともございます。これまでもそういった形で、準拠した形でやってきておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） いや、せやから必ず改正しなければなりませんのか。それとも、しなくてもいいんですか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これは必ずしなければならないということではございませんので、これまではそれに準拠した形で、国の関係の法律の改正に準拠した形でやってきているということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 必ずしなければならないということであるのであればね。やはり、国民健康保険も赤字で住民の皆さんに値上げをお願いするような議案も出ているので、こういう議案を提出する前には、やっぱり議会に相談していただいてですね、議会の一定の判断が出てから、また議案としてあげていただけたらなど。これは私の思いです。これで終わっておきます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。続いて、日程12. 議案第39号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14. 議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15. 議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) 今回の条例改正なんですけども、引き上げをするということで提案がされています。この間、国保税については非常に負担が大きいということで、これまででもやはり重過ぎる負担だということは指摘をさせていただいてきました。今回につきましても、さらに引き上げということなので、住民の皆さんの負担の限界を超えているというふうに感じています。町のほうもですね、累積赤字がこのままではふえていくということで、そもそもこのシステム自体に大きな問題があるというふうに思っていますが、そんな中ですね、この間、国のほうが、平成29年度をめぐりに国保の統一化、広域化をするというふうに進めてきていましたが、それがまあ、今般、いろいろと方向が変わっていったような状況があるということで、先日も全員協議会の中でですね、説明を少しいただきましたけども、このシステム自体ですね、だんだんと国保の加入者の構成がですね、非正規の方だとか、所得の少ない方がどんどんふえていくという傾向がある中で、国民皆保険制度として、その受け皿としてですね、そのシステム自体がもう成り立っていかなくなってきたんじゃないかというもとの、国は、この国保については今度どういうふうにしていこうとしているのか。消費税を3%、4月にアップする中で、国のほうの費用も投入をするということが最初は言われていたんですけども、その後、きちっとその費用が投入されないというもとの、また方向がどう変わっていくのかよくわからない状況なんですけども、この、わかる範囲で構いませんので、広域

化に向けての動きの中で、国のほうはどういうふうに考えているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 国の社会保障、特に社会保険の考え方でございますが、大きな方向性といたしましては、大きな社会保険、3つの社会保険のうち、年金は国でみる、健康保険制度は都道府県単位でみる、そして介護保険制度は市町村単位でみるという大きな流れがございます。

そういった中で、これまで市町村が保険者となっておった国民健康保険を、もっと大きな単位で安定的に運営させるために都道府県で統合していこうという方向性が出されて、まあ、そういう方向性というのは、もう出されて大分久しいわけですが、それが具体化して、法律の改正案も出していこうというので、平成29年度統合という話が出てきております。

本来であれば、来年1月の通常国会でそれらに関連する法律が出るというふうには聞いておるんですけども、しかし、県からの説明を受ける中では、それらの方向性がですね、若干当初の説明よりは変わってきている。例えば、同じ所得であれば県内どこの市町村に住んでいても同じ保険料になるというふうな方向でなっておったものが、どうも市町村によって保険料の決め方が変わってくる、決め方っていうか、例えば資産割をなくすとか、そういうふうなのは基準として同じものになっていくんだろうと思いますけれども、実際に所得が同じでも市町村によって保険料が変わってくるというような流れに変わってきております。そうした中で、実際に、今回総選挙もありますことから、1月に関連法案が出るのかどうかというのも流動的な情勢というふう聞いております。

従いまして、今回の保険税の改定につきましては、平成29年度には統合がないという前提で計算をさせていただいているものであります。今後、いずれはやはり統合という話は進んでいくだろうと思いますし、国民皆保険を維持していくためには、やはり市町村単位での運営というのは非常に難しいということも考えられますことから、私どもも、統合ということについては進めては行っていただきたいとは思いますが、しかしながら、今申しあげましたようになり流動的な部分もございまして、その動向については今後も十分注意を払っていきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 非常に流動的な状況の中です、基本的には市町村が運営をしていくということで改定の方向性を出されていますけども、県が受けるか受けへんか

っていうところで、国のほうとも、今、もめていますけども、その中でですね、全国知事会の社会保障常任委員会の委員長という方、栃木県の県知事さんなんですけども、やっぱり国保税の税負担の率がものすごい高いと。これを協会健保並みの保険料負担率まで引き下げるには約1兆円の費用の投入が必要だというふうに、国に対してこれは意見出しているんですけども、それぐらいやっぱり保険者と市町村の負担が大きいんですね。ですから、協会健保と比べても非常に重い負担率になってしまっているというところについては、きちっとやっぱり国が財政負担をしていくべきだというふうに考えてはいるんですけども、その中でですね、だんだんこの社会保険だという考え方を国は進めてきていますが、これはやっぱり、きちっとした福祉の位置づけも忘れてはいけないというふうに思うんです。

その中でですね、これまで斑鳩町として、介護納付金等の赤字分については補填をしてきたわけですが、それについて、今後、こういう形で支援金分と介護分を引き上げられて、さらにその精算ですね、について動向を見るということで、全協の中でも説明をされていましたが、これはやっぱり、私はなくしてはいけないものだなというふうに思っていますし、さらにですね、一般会計からの繰り入れにつきましても、やはりそこも含めて、今後も国保の保険税ですね、については、住民の皆さんの負担にならないようにという観点も持ちながら運営をしていっていただきたいなというふうに思っています。今の時点でもやはり高すぎる保険税なので、これ以上引き上げるということについては、私は賛同しかねますが、今後の運営の中でそういう視点を町として持ち続けていただきたいなというふうに申しあげておきたいと思います。

それとですね、もう1点、これは医療分が主なんですけども、お隣の平群町がですね、非常に、国保税なのか料なのかちょっと確認していませんけども、低い料金設定をされてきていますが、事前にいただいた資料を見ますと、1人当たりにかかっている医療費等はそんなに変わっていませんし、確かに平群町の1人当たりの所得っていうのは多いんですけども、何でこの保険税、料に、これだけ差が出るのかなと。どんな運営をされているのか、斑鳩町として参考になる点があるのかどうか、その辺はもし分析をされていたらですね、教えていただきたいなと思うんですけども。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 国保税の特徴的なことを申しますと、あくまでも支出、特に医療につきましても、病院にかかった場合の診療報酬を払うというところで、これは全国共通の値段であると。それに対して、その費用をどう賄うかということでも市町村

で賄うわけですけれども、歳出が同じであれば、所得、平均所得が低ければ低いほど税率は高くなるという、そういう構造になっております。従いまして、平群町のみならず、いろいろな市町村の保険税の決定過程を見ますと、当然、平均の所得、それから平均の資産額と、年齢構成とかによります軽減ですね、軽減率、そういうようなこともちょっと考えていかなければなりませんので、単に医療費が多い、少ないだけで保険税が決まるというものではございません。平群町の場合にも、そういった形で、あと、それから基金、財政調整基金のあるなしというところもかかってきますので、そのあたりは当然、他町との比較をする際にはそういう要素も含まれているということをご理解いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、議員懇談会でも申しあげましたように、基本的には町の介護納付金、それから後期高齢者支援金の不足をどうしていくかということに重点を置いたもの、そこに重点を置いて考えたものということでご理解をいただきたいと思ます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16．議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17．議案第44号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18．議案第45号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第45号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19. 議案第46号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第46号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20. 議案第47号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第47号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21. 議案第48号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第48号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22. 議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23. 議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第50号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24. 議案第51号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第51号は、厚生常任委員会に付託いたします。
続いて、日程25. 議案第52号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第52号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程26. 議案第53号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第53号は、厚生常任委員会に付託いたします。
続いて、日程27. 議案第54号 平成26年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第54号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程28. 議案第55号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。
8番、小野議員。
- 8番（小野隆雄君） この前もちょっと総務委員会で触れたこともあるんですが、この議案につきましては、この工事っていいですかね、昨年度に一応予定されておったが、昨年度の建設工事の高騰とかいろいろなことが重なりまして、その予定価格では応札者がいないのかもわからないというような懸念からも見送ったような経緯があると思うんですが、それでは、この工事をね、昨年度の予定価格というんですか、積算価格、それはいくらでしたのか、資料としてお持ちでしたら、ちょっと教えてもらいたいなと思います。ざっくりでも結構です。
- 議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。
- 住民生活部長（植村俊彦君） 前回の予定価格は、2億181万円でございます。
- 議長（中西和夫君） 8番、小野議員。
- 8番（小野隆雄君） それから、今年度。それは消費税含まなかった金額ですよ。ど

ちらでも結構です。

今年度の入札では、予定価格は消費税、税抜きで3億ちょうどということですが、1億ほど、結局、実情に合った金額で入札を執行されたということなんですがね、制限付一般競争入札、それで3社が応札にきたと。そうした中で、1社は低入札調査基準価格いっぱいいっぱい、2億6,788万7千円という細かい数字までね、応札してきています。それと、現在、議案としてあげられた、これはもう、飛島建設ということでもいいと思いますが、2億4,800万。普通、2億でしたら800万ぐらい、万単位で終わるのが普通かなと思うんですが、これはまあ、低入札調査価格内ですので、調査されて、適正に適合、内容、適切に履行されると認められたことから、今回、議案として提案されたんですが、何か不自然さも私は感じるんですが、前回、2億1,800何万というのは、多分、その当時の建設工事の物価で積算されたら、多分これでだったら応札者がいないだろうなということもあったので、1年遅れさせて、結果、税込みで2億6,784万ですかね。その間、3%、消費税も上がっていますので、その差額っていうのはあまりにもなかったのかなと。そのこと自体は結果よしという形になるんですがね、やはり、昨年度から今年度にかけて、この工事自体がね、2億いくらぐらいの工事が1億ほど上げなければならないような、そういう高騰があったのかというのに対しては、私は疑問なんですがね。その積算される、予定価格が積算される、決定されていく中でね、それほどのものが、震災のあとの建設工事が高騰しているという、いろいろな報道でなってきたのか、そこら、ある程度、これは、いわば、言ってみれば特殊な工事だと私は思うんです。普通の建設物価に載ってくるような工事じゃないと思いますので、特にそういうことが起きているのかなと思いますが、その点はやはりしっかりと計算、積み上げをしていただいたんだと思っております。

もしこれが、3億ですので、この近くで応札者、これ3社が、1社は2億8,800万ですね。それでもう1社が低入札価格のぎりぎりいっぱいちゅうか、ぴったりですね、2億6,788万7千円と、そこまで細かい数字を入れてくるという。何か入札というものに対してのね、疑問もあるんです。まあ、だからだめだということは私は言いませんが、やはりこういう仕事についてはいろいろ、制限付きということで、昨年2億1千万あたりでの制限と3億の予定価格の制限っていう、経審の点数なんかが変わってくるのかなとも思うんですが、その点はどうなんですかね。

どちらのほうになるのかと思いますねんけど。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 経審の点数は変わっていません。同じ条件で実施いたしております。

それと今、1社が千円単位の端数と言っておられますけど、これにつきましては、公表やっておりますので、事前に公表やっておりますので、その業者は、当然その調査価格が会社としてはいっぱいであったということでございます。

それと、金額に不自然さとも言われておりますけども、これが仮に、去年取らなくて、今年、予定価格も公表しておりますので、3社とも上限いっぱいの、予定価格いっぱいで3社ともやって、抽選になったら、これはもう不自然ですけども、この入札結果見ていただいてわかりますように、それぞれが会社で積算されて、適切な金額で入札されておりますので、適切に入札されたと、こちらは確信をいたしております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） もうやめておこうとか言うたり、そういうように言うたら言いたなるねん。

普通ね、これ、低入札基準価格の調査というのには、結局、代価表というんですかね、自分のところでその金額になった、その元になる数字を提出させていると思います。だから、それが偶然この、これは3億からの率でこちらは決定して公表しているんです、その金額に入れてくるということは、積算されていないのじゃないかという、私は疑問を持っていた、それだけのことでいいのでね、それになったというように、執行する側の責任者っていうのか、そのように思われるのがね、私はちょっと違うと思います。

でないと、この1社は、低入札の調査にかかるのがやはりつらいんですよ、ね。この金額に合わせてもう1度代価をつくらなあかんから。だから、これは入札執行が10月10日ですよ。それから、10月31日に調査対象者から聞き取りをしたと。その聞き取りをするときには、当然、その積算した代価表とか、それとかいろいろな、今までの業務の中身とか、それは調査の仕方ということでいろいろありますがね、当てずっぽうで入札してくるところはないと思うんですよ。だから、私は、この1社はなぜ88万7千円までの、ここだったら低入札調査にかからないという最低限の中で入れてきているんだなと。それだったらものをしっかりと積算してやっていく、というか今度の調査のときにその内容をしっかりと説明できない、だからこれでいこうと、そのようにやってきたんじゃないかなと私は思っただけで、これはこうして公表しているからこの金額だというのは、私はちょっと筋が違っていると思いますので、意見として言っておきます。

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第55号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第55号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程29. 報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程30. 報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号、報告第11号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を説明させていただきます。

まず、報告第10号の議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成26年12月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年10月31日

斑鳩町長 小城 利重

次のページ、3枚目でございますが、損害賠償の額の決定についてでございます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町高安1丁目6番31号松下氏宅前道路において、斑鳩町広報車が樋に接触し損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 201,960円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町高安1丁目6番31号
松下哲己

この事故の内容でございますが、去る平成26年8月9日の午前11時30分ごろ、台風第11号の影響によりまして富雄川が危険水位に達したため、総務部職員が高安地区において広報車による避難準備情報の広報活動を行っている際に、高安1丁目6番31号の松下宅前で、広報車のキャリアが樋に接触し、樋を破損させてしまいました。

このことから、松下氏と、現状に復旧する修理に係る費用を町が負担することで、平成26年10月31日に示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、同日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたもので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第11号の議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第11号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成26年12月1日提出

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年10月31日

斑鳩町長 小城 利重

先ほどの報告第10号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係ります保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いの補正でございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億6,567万2千円とするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。5ページをござんいただきたいと思っております。

まず、歳入予算の補正でございます。第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に、自動車損害共済金として20万2千円を増額補正するものでございます。

次に、6ページでございます。6ページの歳出予算の補正でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第22節補償補填及び賠償金で、賠償金として20万2千円を増額補正するものでございます。

1ページに戻っていただきたいと思っております。1ページの予算総則を朗読させていただきます。

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、8,865,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年10月31日専決

以上で、報告第10号の議会の委任による町長の専決処分について（損害賠償の額の決定について）及び報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ちょっと忘れていたらごめんなさいね。今の説明では、8月9日にその事故ちゅうんですか、それが起きているという。それから、9月議会もありますし、委員会もあると思いますが、委員会でも一応こういう形で報告はいただいているんだと思うんですが、そのことはあれですが、示談が成立した日っていうのはあるんですかね。保険屋さんが入っていて、示談成立ということでね、それはいつなんですか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 専決処分をさせていただきました平成26年10月31日が示談の日ということでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ちょっと教えてほしいんですけど、ちょっと詳しいこと載っていないので、この樋の種類と、どれぐらい破損したかいう、メーター、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この樋につきましては、もうかなり古いというか、何と言いますか、あかといいますか、あか製の飾り樋というんですか、そういう樋でございまして、上からの垂れ水を受ける飾り樋っていうんですか、そういう樋でございまして、かなり年代物ということでございますのでこの金額、それを全部復元ということでございますのでこの金額になったということでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） メーター数っていうのはどれぐらい。その角のその飾りだけでいいんですかね。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） メーターにつきましては、約1メートル弱ぐらいでございます。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を終わります。

続いて、日程31. 報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）を議題といたします。
お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第12号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第12号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成26年12月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第9号

専決処分書

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

斑鳩町長 小城 利重

今回、町長専決処分をさせていただきました平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきましては、ご承知のように、11月21日に衆議院が解散され、12月14日に衆議院議員総選挙が執行されることになり、また、あわせまして最高裁判所裁判官国民審査が同時に執行されることになりましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会により指定された事項につきまして、11月21日に本補正予算を専決処分させていただいたもので、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

まず、5ページをお開きをいただきたいと思います。歳入予算の補正といたしまして、第15款県支出金、第3目県委託金、第1目総務費県委託金、第5節選挙費委託金で、衆議院議員選挙費委託金として1,250万円を増額補正させていただいております。

次に、6ページでございます。歳出予算の補正では、第2款総務費、第4項選挙費、第4目衆議院議員選挙費で、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用といたしまして、歳入予算と同額の1,250万円を計上させていただいております。その主な経費でございますが、投開票管理者及び立会人の報酬、事務従事者の時間外勤務手当あるいは休日勤務手当及び賃金、また、公営ポスター掲示場の製作及び設置に係る経費、選挙啓発チラシ、入場券等の印刷及び入場券等の郵送に係る経費、あるいは投票所等の借り上げや設営業務等に係る経費でございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思います。1ページの予算総則を朗読させていただきます。

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、12,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,878,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日専決

以上で、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） ちょっと教えてほしいんですけど、こういう場合、選挙の、国の選挙、今回、なっているのですが、これ、もし、この金額、毎回ぴったりっていうような形ではないと思うんです。オーバーしたり、余ったりと。こういう場合、余ったお金は出さなあかんとか、このあたり、これはどうなっているんですかね。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これにつきましては、当然、国の経費ということで、歳入が入ってくるわけですけれども、全額この金額が入るわけではございません。最終の精算といたしますか、必要な分を、またこちらから、これだけ要りましたということで計算を、積算をさせていただいて請求するという形でございます。一旦内払いという形では一部入って、8割なり9割なり入ってまいりますけれども、最終で精算ということで、ほぼこれぐらいの金額にはなるんじゃないかということで積算をさせていただいたということでございます。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明12月2日から3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前11時00分 散会 ）